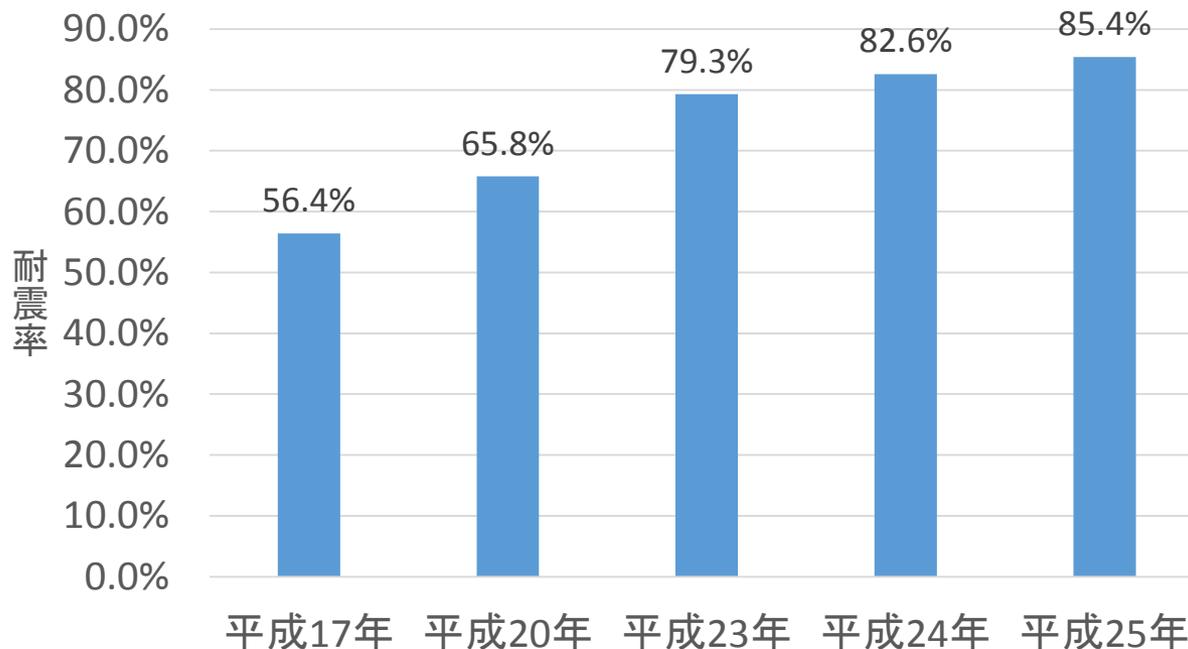


防災拠点となる公共施設等の耐震率の推移



※ 地方公共団体が所有又は、管理している公共施設等(公共用及び公用の建物:非木造の2階建以上又は延床面積200㎡超の建築物)全体のうち、災害応急対策を実施するに当たり拠点(防災拠点)となる施設を右記の基準に基づき抽出し、集計・分析。

<防災拠点となる施設の範囲>

- ①社会福祉施設…………… 全ての施設
- ②文教施設(校舎、体育館) …… 避難場所に指定している施設
- ③庁舎…………… 災害応急対策の実施拠点となる施設
- ④県民会館・公民館等…………… 避難場所に指定している施設
- ⑤体育館…………… 避難場所に指定している施設
- ⑥診療施設…………… 地域防災計画に医療救護施設として位置づけられている施設
- ⑦警察本部、警察署等 …… 全ての施設
- ⑧消防本部、消防署所 …… 全ての施設
- ⑨公営住宅等…………… 無
- ⑩職員公舎…………… 無
- ⑪その他…………… 避難場所に指定している施設

出典: 本図表の原資料は、消防庁「消防防災・震災対策現況調査」・「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果」をもとに図表作成。

前頁の図の詳細情報

前頁の図の標題		防災拠点となる公共施設等の耐震率の推移
同図のポイント		順調に耐震化が進んでいるが、なお一層の耐震化の促進が必要である。
出典の 詳細	資料名1	消防庁「消防防災・震災対策現況調査」＜2013年1月＞
	標題	「防災拠点となる公共施設等の耐震化進捗状況調査結果(施設区分別)」など
	URL	http://www.fdma.go.jp/disaster/chihoubousai/pdf/shinsaitaisakuhen.pdf
	資料名2	防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果＜2015年2月＞
	標題	耐震率の推移
	URL	http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h27/02/270218_houdou_1.pdf
キーワード		防災拠点、公共施設、耐震率